

岩手県公安委員会告示第 18 号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、岩手県風俗環境浄化協会として指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成 18 年 9 月 5 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

法人の名称	変更事項	内 容	
		変更前	変更後
社団法人岩手県防犯協会連合会	事務所の所在地	盛岡市山王町 5 番 15 号	盛岡市天神町 11 番 1 号